

史料解説

日曹天塩炭鉱史料から判明した朝鮮人戦時労働者の真実(1)

— 朝鮮人採炭夫の個別賃金表「稼働成績並賃金収支明細表」を分析する

長谷 亮介（歴史認識問題研究会研究員）

1、はじめに

筆者は2022年に北海道博物館に訪問し、戦時中に北海道の炭鉱で働いた朝鮮人労働者に関連する史料を収集した。その際、日曹天塩炭鉱関連史料の中に朝鮮人労働者の個別賃金表「稼働成績並賃金収支明細表」（以後、賃金表）を発見し、大変驚いた。これまでの研究で朝鮮人戦時労働者の賃金を扱った論文は多数存在するが、あくまで日本人全体と朝鮮人全体の平均賃金を比較する内容であり、詳細なデータであっても職種別の平均賃金しか引用されてこなかった。2019年に落星台経済研究所研究員である李宇衍が「朝鮮人の賃金差別の虚構性」（所収：『反日種族主義』文藝春秋）という論文で、日本窒素が経営していた江迎炭鉱の1944年5月の『賃金台帳』を紹介して、日本人労働者と朝鮮人労働者の詳細な比較研究を行った。江迎炭鉱の賃金台帳はひと月分とは言え、日本人と朝鮮人の個別の賃金が記されており、個別の賃金データを発見して論じた研究は、李宇衍が初ではないだろうか。

北海道博物館で発見した日曹天塩炭鉱の個別賃金表は1944年5月分から1945年6月分までの14ヶ月分であり、これほど長期間にわたった賃金表を、筆者は見たことが無かった。朝鮮人のみの賃金表なので日本人と比較することはできないが、これまで明らかにされてこなかった朝鮮人戦時労働者の賃金状況が記載されていた。本稿では日曹天塩炭鉱賃金表の史料解説を行っていくのだが、実は同史料は1991年発行の『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』（戦後補償問題研究会編、明石書店）で既に取り上げられていた。日曹天塩炭鉱関係史料を紹介した姜徳相は、「移入朝鮮人労務者勤労状況報告あり。鉱業所から朝鮮慶尚北道奉化郡祥雲春陽、小川各面長宛報告。各面出身者の明細書である。各面宛に報告されていたらしい。」^(註1)とのみ解説した。具体的な賃金額には一切触れず、労働者個別の賃金表であることすら分かりにくい説明文である。何故これほど重要な一次史料を、簡略な説明だけで終わらせてしまったのだろうか。

同様のことは、1996年に緑蔭書房から刊行された長澤秀編『戦時下強制連行極秘資料集Ⅰ 東日本編』（以後、『資料集Ⅰ』）に対しても指摘できる。長澤は1994年の『在日朝鮮人史研究』24号に「日曹天塩炭鉱と朝鮮人強制連行」という論文を寄稿しているが、その中で先に挙げた姜徳相の日曹天塩炭鉱賃金表解題を紹介している^(註2)。このことから、長澤は『資料集Ⅰ』を発行する以前に同賃金表の存在は認識していたことが分かる。『資料集Ⅰ』全390頁中、日曹天塩炭鉱関連史料は190頁にのぼり、資料集全体の約半分を占めているのだが、朝鮮人の個別賃金表は一枚も収録しておらず、その存在すら言及してい

ない。朝鮮人戦時労働者の研究において、14ヶ月分の個別賃金データは非常に重要な一次史料であるはずだ。本稿では、これまでの先行研究では謎に包まれていた日曹天塩炭鉱の「稼働成績並賃金収支明細表」を分析し、これまで不明瞭であった朝鮮人戦時労働者の賃金状況を明らかにした。

2、日曹天塩炭鉱と賃金表について

2-1、日曹天塩炭鉱とは？

まず、日曹天塩炭鉱について簡単に説明しておきたい。同炭鉱は北海道の天北炭田と呼ばれる炭鉱群の中で最大の規模を誇る炭鉱であり、国内最北に位置する。



「北海道ファンマガジン」(<https://hokkaidofan.com/sekitan/>)より 引用取得日：2023年7月30日

明治時代から試掘はされていたが、交通事情の悪さから放置されていた。しかし、1937年に日本曹達株式会社（1920年2月設立）が買収する。日本曹達は炭鉱・鉱山の買収に積極的であり、増加した山々を統括管理するために1937年4月に日曹鉱業株式会社を設立する。日本曹達の子会社となった日曹鉱業株式会社がその後、日曹天塩炭鉱を運営していくことになる。

日曹天塩炭鉱が本格的に採炭を開始するのは1938年8月であるが、その後の日曹炭鉱株式会社の業績が不良となったため、1941年2月に日本曹達株式会社は子会社の再編成を行い、1945年1月に日曹鉱業株式会社は日本曹達に吸収合併される。合併登記は戦後の1945年11月であったが、1949年12月の企業再建整備法に基づく分離の際、赤井、天塩および魚沼の3鉱業所を事業所とする日曹炭鉱株式会社として再出発する。その後、日曹天塩炭鉱は採炭を続け、1972年7月29日に閉山となる^(註3)。

日曹天塩炭鉱に初めて移住した朝鮮人労働者は、募集に応じた慶尚北道慶山郡出身者141名であり、1940年8月に来山した記録が残っている。その後の朝鮮人労働者数は、

1941年と1942年は193名、1943年は220名、1944年は299名、1945年は199名であったという^(註4)。他にも様々な資料が残っており、1943年6月時点で171名(日本人は326名)、1945年4月15日時点で234名(日本人は男342名、女90名)、1945年6月時点では225名(日本人は358名)と記載されているデータも残っている^(註5)。

朝鮮人用の寮は第一尚和寮、第二尚和寮があり、寮長はどちらも日本人が担当したが、寮係員と炊事室担当は朝鮮人も入っていた。大和寮は日本人と混合であり、寮長はいなかったが係員と炊事室は日本人が担った^(註6)。

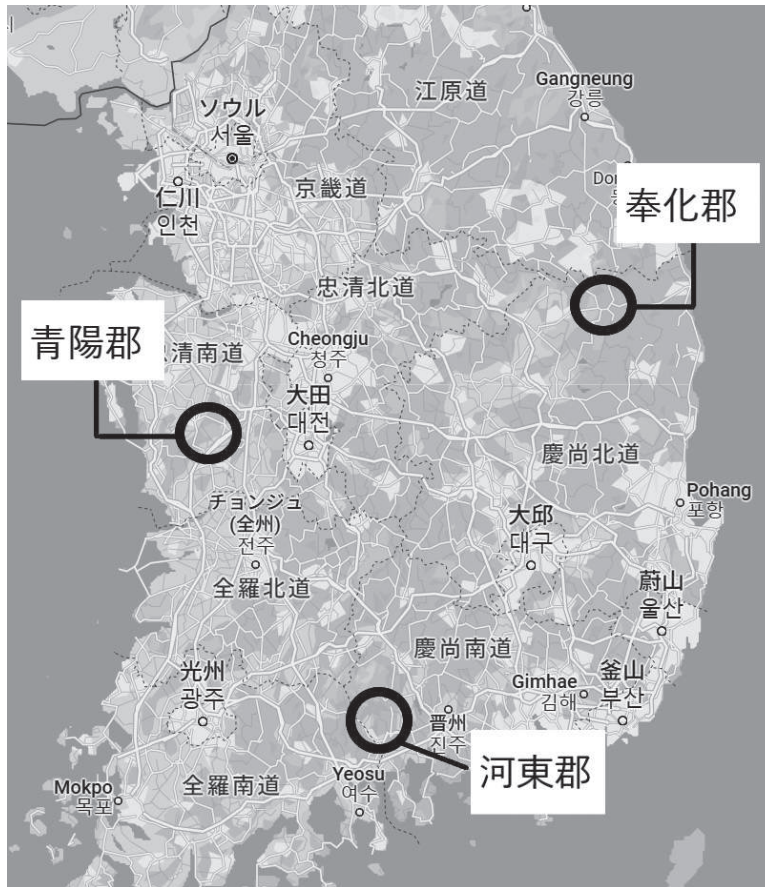
2-2、日曹天塩炭鉱の賃金表に関する解説

次に、日曹天塩炭鉱「稼働成績並賃金収支明細表」を北海道博物館が収蔵するまでの経緯を簡単に説明したい。博物館開館前後の1971年に日曹天塩炭鉱が中心となって天北炭田の調査を進めていたのだが、1972年11月に同炭鉱から直接寄贈された。その後の整理作業を経て、1979年1月に北海道博物館(当時は北海道開拓記念館)の収蔵資料として登録される。該当の賃金表は原本ではなくコピーである。同賃金表は、労働者を送り出した面(日本で言う村)の行政責任者である面長に、毎月の労働者個別の収入、支出、任意貯金、送金状況を炭鉱の事業所が整理して伝える文書であることが読み取れる。

今回発見したのは、忠清南道の青陽郡、慶尚北道の奉化郡、慶尚南道の河東郡の各面長に送った文書であることが確認できた。その文書が北海道博物館に残っていたことを考慮すると、日曹天塩炭鉱が送付した文書そのものではなく、控えとして保存していた写しだと思われる。しかし、北海道博物館が収集した当時からコピーであったのかどうか、誰がコピーを作成したのかなど、1979年1月より前の具体的な状況は特に記録がなく、不明である。

また、一枚に二つ以上の面の地名を書いて、労働者の名前を記している賃金表が40枚確認できた。面長宛ての書類で複数の地名をわざわざ記入し、複数の面に同じものを送ったという可能性は低いので、40枚は実際に面長に送った文書ではなく、送った文書の控えをつくる時、紙や手間を節約するためか、複数の面の内容を一枚の紙にまとめた可能性が高い。複数の面の内容をまとめたと考えられる根拠として、表1の郡の中の面の記載に混乱が見られることが挙げられる。控えを作るときに間違えて記載した可能性が窺える。

今回発見した朝鮮人労働者の賃金表は、1944年5月分から1945年6月分が冊子となって保管されていた。記載されていた朝鮮人労働者の総数は159名であり、途中で名前が削除される者や賃金表そのものが出なくなることによって月毎の人数は変動するが、1944年10月分と11月分が137名記載で最大人数となる。職種は全員が採炭夫だが、中には1ヶ月から数か月間、坑外での雑夫をこなした者も確認できる。一般的に、坑外の仕事は坑内の仕事である採炭夫と比較すると賃金は安い仕事量は軽くなる。以下、青陽郡、奉化郡、河東郡のおおよその位置と、確認できた出身地別の賃金表枚数と、記載されている労働者数を記す。



青陽郡、奉化郡、河東郡の位置 (Googleから引用し、筆者が作成)

表1 日曹天塩炭鋳「稼働成績並賃金収支明細表」内訳

「●」は判読不能を示す

月	郡	面	合計人数
1944年 5月分	奉化郡 1枚	才山面・春陽面・小川面・祥雲面 13名	合計 52名
	青陽郡 3枚	青陽面・定山面 17名	
		青南面・赤谷面・斜陽面・青陽面 11名	
		大峙面・化城面・飛鳳面 11名	
1944年 6月分	奉化郡 2枚	乃城面・法田面・明湖面 17名	合計 69名
	青陽郡 2枚	才山面・春陽面・小川面・祥雲面 13名	
		青陽面・定山面・雲谷面 20名	
		赤谷面・大峙面・化城面・飛鳳面 19名	
1944年 7月分	奉化郡 2枚	乃城面・法田面・明湖面 17名	合計 69名
	青陽郡 2枚	祥雲面・春陽面・小川面 13名	
		青陽面・定山面・雲谷面 20名	
		赤谷面・大峙面・化城面・飛鳳面 19名	

月	郡	面	合計人数
1944年 8月分	奉化郡 2枚	乃城面・法田面・明湖面 17名	合計 69名
		祥雲面・春陽面・小川面 13名	
	青陽郡 2枚	青陽面・定山面・雲谷面 20名	
		赤谷面・大峙面・化城面・飛鳳面 19名	
1944年 9月分	奉化郡 2枚	乃城面・法田面・明湖面 15名	合計 66名
		祥雲面・春陽面・小川面 12名	
	青陽郡 2枚	青陽面・定山面・雲谷面 20名	
		赤谷面・大峙面・化城面 19名	
1944年 10月分	奉化郡 2枚	乃城面・法田面・明湖面 12名	合計 137名
		祥雲面・春陽面・小川面 12名	
	青陽郡 2枚	青陽面・定山面・雲谷面 20名	
		赤谷面・大峙面・化城面 19名	
	河東郡 10枚	玉宗面 19名	
		北川面 10名	
		辰橋面 10名	
		金南面 10名	
		岳陽面 10名	
		花開面 4名	
		青岩面 2名	
良甫面 2名			
吉田面 5名			
赤良面 2名			
1944年 11月分	奉化郡 1枚	祥雲面・春陽面・小川面 12名	合計 137名
	青陽郡 2枚	青陽面・定山面・雲谷面 20名	
		赤谷面・大峙面・化城面 19名	
	河東郡 11枚	玉宗面 19名	
		北川面 10名	
		辰橋面 10名	
		金南面 10名	
		岳陽面 10名	
		花開面 4名	
		青岩面 2名	
		良甫面 2名	
吉田面 5名			
赤良面 2名			
河東面 12名			

月	郡	面	合計人数
1944年 12月分	河東郡 9枚	玉宗面 19名	合計 85名
		北川面 10名	
		辰橋面 10名	
		金南面 9名	
		岳陽面 10名	
		花開面 4名	
		赤良面・良甫面・青岩面 6名	
		吉田面 5名	
		河東面 12名	
1945年 1月分	河東郡 11枚	玉宗面 18名	合計 84名
		北川面 10名	
		辰橋面 10名	
		金南面 9名	
		岳陽面 10名	
		花開面 4名	
		青岩面 2名	
		良甫面 2名	
		吉田面 5名	
		赤良面 2名	
		河東面 12名	
1945年 2月分	河東郡 9枚	玉宗面 18名	合計 84名
		北川面 10名	
		辰橋面 10名	
		金南面 9名	
		岳陽面 10名	
		花開面 4名	
		赤良面・良甫面・青岩面 6名	
		吉田面 5名	
		河東面 12名	
1945年 3月分	河東郡 8枚	玉宗面 18名	合計 92名 (8名重複)
		北川面 10名	
		辰橋面 10名	
		金南面・花開面 13名	
		岳陽面 10名	
		●●面・吉田面・花開面 13名	
		赤良面・良甫面・青岩面 6名	
		河東面 12名	

月	郡	面	合計人数
1945年 4月分	河東郡 8枚	玉宗面 18名	合計 83名
		北川面 10名	
		辰橋面 10名	
		金南面 9名	
		岳陽面 9名	
		吉田面・花開面 9名	
		赤良面・良甫面・青岩面 6名	
		河東面 12名	
1945年 5月分	河東郡 8枚	玉宗面 18名	合計 79名
		北川面 7名	
		辰橋面 10名	
		金南面 9名	
		岳陽面 9名	
		吉田面・花開面 9名	
		赤良面・良甫面・青岩面 6名	
		河東面 11名	
1945年 6月分	河東郡 6枚	玉宗面 18名	合計 75名
		北川面・辰橋面 12名	
		金南面・花開面 14名	
		岳陽面・青岩面 11名	
		吉田面・赤良面・良甫面 9名	
		河東面 11名	

表1では「8月分」と記しているが、「稼働成績並賃金収支明細表」には金額が異なっている2種類の7月分賃金表が収録されており、8月分賃金表が確認できなかった。しかし、作成日が8月2日と8月20日に分かれており、本稿では前者を7月分賃金表、後者を8月分賃金表として紹介する。

1944年5月分から9月分までは奉化郡と青陽郡出身の労働者の賃金表である。これらの人々は官幹旋^(註7)で来山した者であることが、長澤秀の『資料集I』所収の「半島勤労者給与状況報告月報」(1945年10月)に記載されており、筆者も北海道博物館で同史料を確認した。他にも忠清南道扶余郡、忠清南道公州郡、慶尚北道慶山郡(現在の慶山市)などから官幹旋で働きに来た者33名が記されている。このことから、今回発見した賃金表が全ての朝鮮人官幹旋労働者を現しているわけではないことが分かる。また、11月分以降の彼らの賃金表が一切出てこないのだが、これは12月分からの賃金表が紛失したことが原因と思われる。

10月分から新たに河東郡出身の労働者が出現している。11月分には河東郡の河東面の賃金表が加わるが、この労働者たちも10月から働いていることが「半島勤労者給与状況報告月報」から判明している。河東郡出身の労働者たちは徴用で日曹天塩炭鉱に来たことが記されており、1944年10月12日から出勤している。そして、「半島勤労者給与状況報告月報」に記載されている名簿と照らし合わせると、1945年6月分賃金表に記載されてい

慶尚北道奉化郡宛ての賃金表の特徴は、1944年5月から11月までの7ヶ月分12枚のうち6月から10月は1枚に3面分ずつ記載された2枚が5ヶ月分9枚存在し、5月と6月は4面記載されている各1枚、11月は3面が記載されている1枚があった。そのうち5月から6月の2ヶ月分では、①才山面・春陽面・小川面・祥雲面、②乃城面・法田面・明湖面(5月分は確認できず)の7つの面が記載されているが(便宜上、各月の書類に①からはじまる数字をつけた)、7月から10月の4ヶ月分では、①春陽面・小川面・祥雲面、②乃城面・法田面・明湖面と記載されている。①の才山面が突然消えている。人数を見ると、6月から8月は①が13名、②が17名と同一で、その後も逃亡や病気などで帰国したと思われる人数が減るだけで大きな変化はない。だから、6月末か7月はじめに才山面から来ていた労働者が全員いなくなったとは考えにくい。名前を見ても人員の交代は確認できない。したがって、5月分から6月分に記述された才山面が誤りである可能性が浮上し、何らかの錯誤の結果、関係のない才山面が誤って入ってしまったと解釈できなくもない。

忠清南道青陽郡宛ての賃金表については、青陽郡宛ての書類は1944年5月から11月までの7ヶ月分が残っていた。同郡から来た労働者数は7ヶ月間39名で、全く変化がない。ただし、面の記載には次のような変化があった。まず、各月の書類の枚数をみると、5月だけが3枚で、6月から11月までは全て2枚だった。6月から11月の書類を見ると①は青陽面・定山面・雲谷面で、人数も20人で変化が全くない。ところが、②は6月から8月の3ヶ月は赤谷面・大峙面・化城面・飛鳳面と4つの面が記載されて、19名とされているが、9月から11月の3ヶ月は飛鳳面が消えて、赤谷面・大峙面・化城面の3つの面だけになって、人数は変わらず19名とされている。人数が変わらないのであるから、飛鳳面が書かれている前の3ヶ月分、飛鳳面が消えた後の3ヶ月分のどちらかが誤りである可能性が出てくる。5月の3枚を見ると、9つの面が記載されていながら、合計人数はその後の6ヶ月と同じ39名だった。これをどう解釈すれば良いかよく分からない。

最後に慶尚南道河東郡宛ての賃金表についてだが、河東郡宛ての書類は1944年10月から1945年6月までの9ヶ月分が残っていた。枚数は最高11枚、最低6枚と大きく変化があるが、面の数をみると、44年10月だけが10面、古田面・良甫面・北川面・玉宗面・赤良面・岳陽面・辰橋面・花開面・青岩面・金南面だったが、11月から翌年6月までは河東面が加わり11面となった。河東面は1938年10月に面から邑に昇格し河東邑になっているので、面長と記載して書類を送ったとすると失礼になったはずだ。そのことに後で気がついたのか、45年6月分のみ「河東邑面長」と記載されている。

次に、日曹天塩炭鉱の賃金表に記載されている項目の説明を行いたい。同賃金表には「収入の部」「支出の部」「差引」の内容が詳細に記されている。坑内労働である採炭夫の賃金形態は請負制(能力給)であり、個人の作業能率によって賃金額が決定していた。以下、賃金表に記載されている語句を簡単に説明したい。

「会社操業日数」 会社の営業日数を示す。一ヶ月間に3日間ほどの公休日が設けられていたことが分かる。

「本日稼働日数」 労働者別の出勤日数を示す。正確には本月稼働日数となるだろう。

「収入の部」	労働者別の収入総額を示す。
・「稼働賃金」	一ヶ月間に働いた賃金を示す。
・「賞与」	ボーナスの金額を示す。毎月支払われていたことが分かる。
・「月収計」	「稼働賃金」と「賞与」を合計した賃金を示す。
「支出の部」	労働者別の支出総額を示す。
・「天引貯金」	愛国貯金を指すと思われる。戦時中は日本人も国から給料の一部を強制的に天引きさせられていた。理由は不明だが、1945年3月分のみ全労働者の金額が記載されておらず、天引貯金免除とされていたことが分かる。
・「購買品代」	日曹天塩炭鉱には購買所が設置されていたので、そこで購入した代金を示していると思われる。1944年11月分までは記載されているが、翌月以降は一切記載されていない。
・「賄料」	寮から提供される食事代を示す。
・「其他」	内容不明。支出の中で一番大きな金額を占めており、月収の高い者ほど高額である傾向に見えるが、少額に抑えている者も確認できる。
・「支出計」	「天引貯金」、「購買品代」、「賄料」、「其他」を合計した金額を示す。
「差引」	賃金表に説明がないため不明。
・「送金」	朝鮮半島で暮らしている労働者の家族への仕送り金を示す。
・「任意貯金」	労働者が任意で賃金の一部を会社に預金した金額を示す。

今回発見した日曹天塩炭鉱の賃金表で重要な点は、着山直後の朝鮮人徴用労働者（河東郡出身者）の個別収支金額や貯金額、送金額の変遷が判明した点である。これまでの研究では、一定期間の朝鮮人労働者の賃金状況を具体的に証明した研究は発表されていない。しかし、日曹天塩炭鉱の賃金表によって、1944年10月に初就労して翌年6月までの9ヶ月間働いた朝鮮人徴用労働者の詳細な収支状況を、個別に追跡することが可能となった。彼らはどれ程の金額を稼いだのであろうか。

3、収入に関して

3—1、朝鮮人徴用労働者の賃金上昇率が判明する

1944年10月分、11月分の賃金表に記されている河東郡出身労働者たち86名が同年の10月12日から就労したことは先に触れたが、最初の2ヶ月間は訓練期間であったことが賃金表から読み取れる。根拠としては、出勤日数である「本日稼働日数」が18日間を超える者がいないこと、寮の食事代を示す「賄料」が他の官斡旋労働者（奉化郡と青陽郡出身者）と比較して少額であったこと、10月分と11月分の賃金が同額であったことが挙げられる。当時の炭鉱は、新入労働者に最低でも2ヶ月間の訓練期間を設けていた。例えば、新幌内鉱業所の「半島労務者訓練及び取扱要綱」（作成年不明）では、第一次から第三次の訓練期間をそれぞれ2ヶ月間と記している。炭鉱に着いてすぐに行われる第一次訓練の内

容は、団体生活と規律、食事作法や整理清掃を教える生活訓練や、作業の基礎操作を学びながら就業する就労訓練などが行われた^(註9)。

日曹天塩鉱業所の「移入半島労務者取扱要綱」(1944年8月)でも訓練期間を設けることが記されている^(註10)。河東郡出身労働者たちが18日間を超える出勤をしていなかった時期は、最初の2ヶ月間だけである。奉化郡、青陽郡の労働者たちの平均出勤日数は22.4日間(出勤日数不明の者や無出勤者は除く)であり、明らかに状況が異なっている。「賄料」に関しては、奉化郡と青陽郡労働者の10月分及び11月分の「賄料」が18円60銭であるのに対し、河東郡労働者の同期間の金額は11円40銭である。彼らが他の出身者と同様の稼働日数と「賄料」になるのは、就労3ヶ月目の1944年12月分からである。訓練期間中の賃金は定額制となる^(註11)ので、賃金表10月分と11月分の月収が同額になっているのはこれが要因であろう。訓練期間が終了したと思われる12月分賃金表から、月収が約2倍に増える労働者が激増することから、1944年12月から河東郡労働者は一般の坑内夫と同じ請負制(能力給)の賃金制度に切り替わったと推測できる。これらの点を踏まえると、1944年10月に来山した河東郡労働者たちは、最初の2ヶ月間は訓練期間であったと考えられる。

日曹天塩炭鉱で働いていた朝鮮人徴用労働者は訓練期間2ヶ月間、請負制7ヶ月間でどれくらいの収入を得ていたのであろうか。まずは賃金上昇率を見ていきたい。1944年10月に就労した河東郡労働者86名のうち、11名は逃走や病気による帰郷などの理由で賃金表から名前を消し、9ヶ月後の1945年6月まで残った者は75名であった。河東面労働者12名は1944年10月分の賃金表が確認できないため、ここでは朝鮮人63名の9ヶ月間の賃金変化として計算した。調査方法は賃金表に記載されている労働者の月収から出勤日数で割った日収で計算した。月収ではなく日収を採用した理由は、前者だと出勤日数の違いで金額が大きく変わってしまい、朝鮮人徴用労働者の純粋な能力給の上昇率が分からなくなってしまうからである。後者ならばその心配はなく、賞与を含めない日収を労働者の能力給と捉えることが可能になると考えた。結果は次の通り。

「就労から9ヶ月間の日収上昇率(賞与含めない)」

平均上昇率	166%
最大上昇率	249%
最低上昇率	120%
日収平均増加額	+1.813円
日収最大増加額	+3.540円
日収最低増加額	+0.588円

賞与を含めない日収の上昇率を見ると、就労から9ヶ月で日収が平均1.6倍以上増え、最大の者は約2.5倍上昇し、最低の者でも1.2倍の賃金が貰っていた。分かり易いように二人の朝鮮人労働者の賃金上昇率を現す表を記載する。

表2：日曹天塩炭鉱朝鮮人徴用労働者の賃金上昇率

慶南道 河東郡 岳陽面

趙山憲珩

年月	職種	稼働日数	稼働賃金		賞与		月収計		日収	
									賞与なし	賞与あり
1944年10月分	採炭	18	50	46	6	00	56	46	2.803	3.137
1944年11月分	記載なし	18	50	46	6	00	56	46	2.803	3.137
1944年12月分	採炭	24	69	44	6	00	75	44	2.893	3.143
1945年1月分	採炭	27	86	93	12	00	98	93	3.220	3.664
1945年2月分	採炭	25	80	29	6	00	86	29	3.212	3.452
1945年3月分	採炭	28	107	52	12	00	119	52	3.840	4.269
1945年4月分	採炭	25	98	20	6	00	104	20	3.928	4.168
1945年5月分	採炭	19	73	95	12	00	85	95	3.892	4.524
1945年6月分	採炭	26	103	16	24	00	127	16	3.968	4.891

就労から9ヶ月間の日収上昇率(賞与含めない)	+1.165円(142%)
就労から9ヶ月間の日収上昇率(賞与含む)	+1.754円(156%)
就労から最高日収の上昇率(賞与含めない)	+1.165円(142%)
就労から最高日収の上昇率(賞与含む)	+1.754円(156%)

慶南道 河東郡 岳陽面

富本再挙

年月	職種	稼働日数	稼働賃金		賞与		月収計		日収	
									賞与なし	賞与あり
1944年10月分	採炭	18	50	78	6	00	56	78	2.821	3.154
1944年11月分	記載なし	18	50	78	6	00	56	78	2.821	3.154
1944年12月分	採炭	26	91	80	6	00	97	80	3.531	3.762
1945年1月分	採炭	26	101	17	6	00	117	17	3.891	4.507
1945年2月分	採炭	21	116	13	6	00	122	13	5.530	5.816
1945年3月分	採炭	28	140	24	12	00	152	24	5.009	5.437
1945年4月分	採炭	26	129	25	12	00	141	25	4.971	5.433
1945年5月分	採炭	29	158	61	24	00	182	61	5.469	6.297
1945年6月分	採炭	26	147	49	24	00	171	49	5.673	6.596

就労から9ヶ月間の日収上昇率(賞与含めない)	+2.852円(201%)
就労から9ヶ月間の日収上昇率(賞与含む)	+3.442円(209%)
就労から最高日収の上昇率(賞与含めない)	+2.852円(201%)
就労から最高日収の上昇率(賞与含む)	+3.442円(209%)

表2で取りあげた同じ面の二人の労働者は、初就労時こそ日収額はほぼ同額であったにもかかわらず、9ヶ月後には無視できない金額差が生じている。これこそが炭鉱における請負制(能力給)を証明するデータであり、朝鮮人内でも作業能率の高い者ほど高賃金を得ていたことを示している。当時の日本国内の物価を考察するために、大川一司編『長期経済統計8 物価』(1967年、東洋経済新報社)を引用する。鉱業のデータが無かったため、ここでは1939年から1943年にかけての製造業平均賃金を紹介する。詳細は次の表3の通りである^(註12)。

表3 1939年から1943年における国内製造業平均賃金

※表中の金銭は日収を示し、手当や賞与を含んでいる。

年	計	男	女
1939	2円10銭	2円52銭	89銭
1940	2円28銭	2円78銭	1円5銭
1941	2円56銭	3円5銭	1円18銭
1942	2円82銭	3円29銭	1円32銭
1943	3円27銭	3円75銭	1円51銭

戦時中の日本は年々物価が上昇していくので、1944年以降も製造業平均賃金は上昇すると思われるが、表2で記されている朝鮮人労働者の賞与ありの日収金額だけを見ても、十分な給与を貰えていたと考えて良いだろう。見逃してはならない点は、日曹天塩炭鉱の朝鮮人徴用労働者は労働期間9ヶ月の新人採炭夫でありながら、これ程の賃金を貰えていたということである。最後の賃金表である1945年6月分に記載されている75名の賃金から計算したところ、彼らの平均月収は125円3銭、平均日収は5円22銭9厘であった。詳細を表4に示す。

表4 1945年6月分の日曹天塩炭鉱朝鮮人徴用労働者の日収金額分類

日収金額 (賞与あり)	該当者 人数	平均稼働日数 (26日中)
7円以上	3名(20代3名)	25.7日
6.5円以上7円未満	2名(40代1名、20代1名)	26日
6円以上6.5円未満	12名(30代3名、20代9名)	22.8日
5.5円以上7円未満	13名(30代5名、20代7名、10代1名)	24.5日
5円以上5.5円未満	14名(40代3名、30代6名、20代4名、10代1名)	23.2日
4.5円以上5円未満	15名(40代1名、30代4名、20代10名)	23.9日
4円以上4.5円未満	7名(40代1名、30代2名、20代4名)	24.7日
4円未満	9名(40代3名、30代4名、20代1名、10代1名)	24.7日

たったの9ヶ月間(そのうち2ヶ月間は訓練期間)で日収7円以上を稼ぐ朝鮮人労働者が現れていることは驚きである。さらに指摘すれば、会社の操業日数である26日間を毎日出勤したのは「6.5円以上7円未満」のところだけであり、「6円以上6.5円未満」に至っては12名の労働者の平均出勤日数は22.8日間である。これは、何らかの理由により欠勤していることを示している。出勤日数が少なくなれば、月収は低くなる。後述するが、皆勤すれば賞与の額が増えるので、朝鮮人労働者は表4で示した金額以上を稼げる可能性を持っていたと言える。

3-2、賞与金額から見える公平性

日曹天塩炭鉱の賃金表で筆者が特に興味を引かれた点は、朝鮮人労働者へ支払われる賞与の金額である。初めて就労する者であっても賞与は支給された。表5の1944年10月分の河東郡労働者の賃金表を見ると、賞与を貰えている者と貰えていない者がいる。こ

の差はどこから来ているのであろうか。日曹天塩鉱業所の「移入半島労務者取扱要綱」では賞与に関する詳細な情報がないため断言できないが、賃金表を注意深く見ると、「本日稼働日数」と「稼働賃金」が関係していると思われる。

表5 1944年10月分の河東郡労働者の賃金表（一部抜粋）

玉宗面

氏名	年齢	職種別	会社 日 操 日 数	本働 日 日 稼 数	収入之部					
					稼働賃金		賞与		月収計	
金澤栄道	27	採炭	28	18	49	83	6	00	55	83
良原在竜	29	採炭	28	14	42	20			42	20
金城振錫	23	採炭	28	17	50	10			50	10

金南面

氏名	年齢	職種別	会社 日 操 日 数	本働 日 日 稼 数	収入之部					
					稼働賃金		賞与		月収計	
松山吉道	30	採炭	28	18	51	74	6	00	57	74
松村淇采	28	採炭	28	17	47	76			47	76

北川面

氏名	年齢	職種別	会社 日 操 日 数	本働 日 日 稼 数	収入之部					
					稼働賃金		賞与		月収計	
金村三萬	33	採炭	28	13	60	08	6	00	60	08

まず、「本日稼働日数」即ち出勤日数が18日間に達していることが賞与支払いの条件であったのだろうと推測できる。労働者の中には17日間以下の者でも賞与を貰っているが、この場合は「稼働賃金」が多い者が賞与を与えられる傾向にある。すなわち、賞与を貰える条件は、①一定の出勤日数、すなわち会社側が課した稼働日数（賃金表の「会社操業日数」）に到達していること、②稼働日数が足りなくともその月の作業能率が一定水準を超えていること、だと考えられる。

賞与の最大金額は1944年12月分から1945年3月分までは12円であったが、4月分からは14円と15円が確認でき、5月分からは24円まで上昇している。5月分になると賞与金額も5円、10円、12円、17円、19円と多様となり、日曹天塩鉱業所が朝鮮人労働者の勤労状況を多面的に見て支給していたことが窺える。なぜこのような細かい基準を設けたのだろうか。おそらく、日曹天塩鉱業所は賃金面で日本人と朝鮮人の公平性を守ろうとしたように、朝鮮人労働者の中でも賃金の公平性を期したと考えられる。稼働日数が少ない者や作業能率が低い者にも満額の賞与を与えれば、稼働日数の多い者や作業能率の高い者が不満を抱くことは想像に難くない。不満を抱いては、真面目に働かなくなってしまう恐れがある。そのように考えた鉱業所側は賃金における公平性を確保し、職場の活性化を図ったのではないだろうか。そのことが窺える事象を紹介したい。

表6 稼働日数と賞与の関係性

慶南道 河東郡 玉宗面

高橋甲烈

年月	職種	稼働日数	稼働賃金		賞与		月収計		日収	
									賞与なし	賞与あり
1945年6月分	採炭	26	162	86	24	00	186	86	6.264	7.187

慶南道 河東郡 辰橋面

松岡且述

年月	職種	稼働日数	稼働賃金		賞与		月収計		日収	
									賞与なし	賞与あり
1945年6月分	採炭	25	158	31	19	00	177	31	6.332	7.092

表6は1945年6月分の賃金表に記されている月収を引用し、筆者が日収計算した表である。この月に日曹天塩側が定めた稼働日数は26日間である。玉宗面の高橋甲烈は一日も休まずに皆勤賞を取ったので、賞与は24円を貰っている。一方で、辰橋面の松岡且述は一日足りない25日間であったため、19円となっている。

ここで注目してほしいのは、両者の日収(賞与なし)の金額である。繰り返すが、坑内の炭鉱労働者の賃金は請負制(能力給)であり、作業能率の高い者ほど賃金が高くなる。賞与を含めない日収は、労働者の作業能率と言い換えることが出来る。高橋は6円26銭4厘、松岡は6円33銭2厘であるため、作業能率は松岡の方が上であることが分かる。しかし、賞与を含めた日収になると高橋は7円18銭7厘、松岡は7円9銭2厘となり、最終的な賃金額は高橋の方が多くなることになる。これは、作業能率が高くない者であっても、真面目に出勤すれば高賃金を得ることが出来たことを示している。このことが如実に現れているケースが表7である。

表7 出勤日数と作業能率が賞与額に影響していたことを示す賃金表

※表中の「●」は判読不能を示す。

慶南道 河東郡 辰橋面

神農斐文

年月	職種	会社日操数	本働日稼数	稼働賃金		賞与		月収計		日収	
										賞与なし	賞与あり
1944年10月分	採炭	28	18	47	60	6	00	53	60	2.644	2.978
1944年11月分	記載なし	28	18	47	60	6	00	53	60	2.644	2.978
1944年12月分	採炭	27	24	95	57	12	00	107	57	3.982	4.482
1945年1月分	採炭	27	14	46	92			46	92	3.351	3.351
1945年2月分	採炭	25	25	108	26	12	00	120	26	4.330	4.810
1945年3月分	採炭	28	28	129	●	12	00	141	●	不明	不明
1945年4月分	採炭	26	21	92	52	6	00	98	52	4.406	4.691
1945年5月分	採炭	27	27	117	12	24	00	141	12	4.338	5.227
1945年6月分	採炭	26	26	111	97	24	00	135	97	4.307	5.230

辰橋面出身の神農斐文は、賞与なしの日収が4円50銭を超えたことがない。先ほど紹介した高橋甲烈や松岡且述が6円20銭以上であったことと比較すれば、神農の作業能率は高いとは言い難かった。しかし、その神農でも1945年5月分と6月分は24円の賞与を貰っており、松岡よりも多いことが分かる。やはり、作業能率の高さよりも皆勤賞を取ることの方が、満額の賞与を得るために必要な条件であったのだろう。一方で、皆勤賞をとっても一定水準の能率に達していなければ満額の賞与を貰えていなかったことも賃金表から読み取れるので、賞与支給の基準を記した一次史料の発掘が必要である。明確に言えることは、日曹天塩炭鉱では作業能率の高い者よりも会社側が指定した出勤日数を守る真面目な者ほど、最終的に得られる賃金が高くなるシステムを構築していたという点である。これが炭鉱労働経験の浅い朝鮮人労働者にとって、有利に働いたことは想像に難くない。

4、支出に関して

4-1、天引貯金の金額は収入の2割以下

日曹天塩炭鉱の賃金表に記されている支出の項目は「天引貯金」、「購買」、「賄料」、「其他」に分けられていることは既に述べたが、ここでは天引貯金の金額について解説したい。

日曹天塩炭鉱の賃金表を見る限り、天引きされる金額は月収の1割から2割の金額であった。例外として約3割を引かれている労働者もいたが、これは稀なケースと言えるほど少数である。筆者は全ての河東郡労働者の総収入額と天引貯金総額を調べたが、9割以上の者が総収入の1割程度の天引きで済んでいる。

さらに興味深いことは、月収がある一定の水準に達していない者は天引貯金の免除を許されていたことが判明した点である。出勤日数が少ない者は当然月収も少なくなるのであるが、表8の1945年1月分の辰橋面労働者の賃金表を見ると、松田万寿（18日間出勤、月収69円11銭）と神農斐文（14日間出勤、月収46円92銭）の2名は天引貯金が行われていないことが分かる。天引貯金免除はこれまでの先行研究では指摘されなかった事柄であり、新たな歴史事実が判明したと言える。こういった天引貯金の免除がどのような基準で設けられていたかは、資料が見つからないため判然としないが、このような現象は日曹天塩炭鉱賃金表の各所で確認できる。

表8 1945年1月分の辰橋面労働者の賃金表

氏名	年齢	職種別	会社日操数	本働日数	収入之部				収入	支出								
					稼働賃金	賞与	月収計	天引		購買	賄料	其他	支出計					
松田万寿	30	採炭	27	18	69	11		69	11			18	60	43	32	61	92	
川村化範	33	採炭	27	26	86	18	6	00	92	18	10	00	18	60	40	17	68	77
元川徳竜	30	採炭	27	24	85	04		85	04	10	00		18	60	33	67	62	27
松岡且述	29	採炭	27	28	109	86	12	00	121	86	25	00	18	60	13	31	56	91
高田奉友	29	採炭	27	26	101	57	6	00	107	57	20	00	18	60	44	04	82	64
金田点文	25	採炭	27	29	107	96	12	00	119	96	20	00	18	60	42	33	80	93
金川再実	31	採炭	27	27	116	51	12	00	128	51	25	00	18	60	34	66	78	26
神農斐文	30	採炭	27	14	46	92			46	92			18	60	36	43	55	03
宇津木道生	24	採炭	27	27	117	59	12	00	129	59	25	00	18	60	37	36	80	96
松岡載煥	24	採炭	27	27	106	60	12	00	118	60	20	00	18	60	45	69	84	29

4-2、朝鮮人労働者の購買について

日曹天塩炭鉱の近くには購買所が設置されており、賃金表中の「購買」はそこでの品物購入金額を示していると思われる。1944年11月分以降の記載がなく、河東郡労働者には1名も記されていない。「其他」に関しては具体的な説明が賃金表に書いていないので分からないが、支出の中で一番大きな割合を占めており、労働者毎に金額が異なっている。基本的に、月収の高い者ほど「其他」の金額が高くなっている傾向にあるが、表8の松岡且述のように月収121円86銭で「其他」が13円31銭と低額に抑えている者も確認できる。次の表9は「購買」の金額が記されている青陽郡労働者たちの1944年11月分の支出一覧である。

表9 1944年11月分の青陽郡労働者の支出額

※表中の「●」は判読不能を示す。

購買	支出									
	天引		購買		賄料		其他		支出計	
安田思奉	20	00			18	60	22	31	60	91
山本鐘業	25	00	5	00	18	60	16	34	64	94
松川炳喆	20	00	20	00	18	60	14	19	72	79
李 龍順	20	00	10	00	18	60	24	77	73	37
林沢圭昉	25	00	10	00	18	60	19	48	73	08
西林泰喆	15	00			18	60	20	99	54	59
安田碩遼	25	00	10	00	18	60	29	67	83	27
西林龍圭	7	00	5	00			17	6●	31	6●
平山鉄沢							22	00	22	00
仁同基弘	22	00			18	60	15	50	56	10
伊原鐘得	20	00	10	00	18	60	19	58	68	18
金子位成	15	00	5	00	18	60	29	69	68	29
慮 吉几					18	60	14	92	33	52
西原熙鎮					18	60	9	00	27	60
木村右權	27	50			18	60	22	58	68	68
松永龍鉄	20	00	5	00	18	60	31	88	75	48
梁川茶喆					18	60	20	38	38	98
李 順榮	2●	00			18	60	●	6●	66	2●
水原明好					18	60	9	00	25	60
青山相龍	15	00	6	78	18	60	1●	9●	55	31

こうして見ると、日曹天塩炭鉱の朝鮮人労働者は自分の意志で稼いだ金を使っていたことが分かる。「購買」以外でも買い物をしていたこと示す一次史料が残っており、朝鮮人労働者が市街に出かけて品物を購入できていたことが窺える記述が確認できる。

1941年11月に豊富市街に買い物に行った朝鮮人労働者が帰ってこず、日曹天塩鉱業所は警察署に逃走の疑いありとして届け出を出している。その中には、買い物に行った朝鮮人は現金約70円を所持していたことが記されている^(註13)。1945年2月にも幌延市街に

衣類を買いに行くと言って逃走した者も確認できる^(註14)。これらの史料から、朝鮮人労働者は市街に出て買い物ができることが分かる。その他にも、豊富町の温泉で湯治するために出かけたまま帰ってこなかったケースも確認できる^(註15)。温泉に入るのであれば入湯料金が必要になるはずなので、この場合も現金を所持していたと考えられる。

日曹天塩炭鉱の賃金表に記されている「其他」が何を指しているかは、今後も研究が必要だが、個別に金額が異なっていることから、ある程度個人で自由に使える金があったと考えても良いであろう。少なくとも、賃金表に「購買」の記録が残っていることや、先ほど紹介した逃走事件の史料と照らし合わせても、朝鮮人の手元にはある程度自由に使えるお金があったと考えた方が妥当である。

5、朝鮮人徴用労働者はいくら稼いだ？

5-1、9ヶ月間で収入総額1千円越えの者も

収入と支出の解説が終わったところで、朝鮮人徴用労働者が最終的に手にした金額を考察していきたい。まずは9ヶ月間の収入総額から見ていく。

日曹天塩炭鉱の賃金表から朝鮮人徴用労働者は86名が確認されたが、河東面出身者12名は1944年10月分の賃金表がないため除外した。同様に1944年12月分の月収と支出が不明な10名も除外した。したがって、収入総額が判明した者は64名となるが、この中には途中帰郷者、逃走者も含まれている。これら64名のうち、1944年10月から翌年の6月までの9ヶ月間働いた労働者は54名であるが、彼らのみで計算した場合の平均収入総額は次の通りである。

9ヶ月間の収入総額が判明している朝鮮人労働者54名の平均総収入額	896.25円
最高収入額1101.13円(松岡且述 210日間労働)	
最低収入額 555.38円(柳震澤 139日間労働)	

出勤日数に約70日間もの差があるが、9ヶ月間働いた54名の徴用労働者の平均収入総額は896円25銭となった。このうち、収入総額が1000円を超えた者は12名、950円以上1000円未満は6名であった。新入労働者が僅か9ヶ月間(そのうち2ヶ月間は訓練期間)で大金を得ていたことが、日曹天塩炭鉱の賃金表で明らかとなった。

では、この54名の手元にはどれほどの金額が残ったのであろうか。支出総額も判明している労働者は43名まで減少するが、この者たちは収入総額から支出総額を引けば、手元に残った金額(手取金)が判明することになる。推定残額の平均は以下の通りである。

9ヶ月間の収入総額から支出総額を引いた残額の平均(43名)	311.01円
最高残額527.20円(松岡且述 210日間労働)	
最低残額172.20円(柳震澤 139日間労働)	

結果、9ヶ月間の収入総額と支出総額が判明した43名の平均残額は311円1銭となった。あくまで賃金表に記載されていた数値だけで計算した金額であるが、当時の国内物

価^(註16)を鑑みても高額と言って良いであろう。朝鮮人労働者は基本的に2年契約で働いたが、彼らが2年間働けば、一体どれ程の金額を手に入れたのであろうか。賃金表から日曹天塩炭鉱の朝鮮人徴用労働者の収支金額一覧表を作成し、本号に「史料 1944年10月分～1945年6月分 朝鮮人徴用労働者の収支金額表(64名分)」として掲載している。表10は、同一一覧表の一部である。

表10 日曹天塩炭鉱朝鮮人徴用労働者収支総額一覧表 (単位：円)

(例：河東郡辰橋面の出身者10名)

辰橋面	期間	総稼働日数	総収入 ※()内は賞与総額	総支出 ※()は天引貯金、【】は賄料を示す	推定手取金 ※()内は任意貯金総額	送金総額
松田万寿	9ヶ月間	182日間	801.13 (61)	532.92 (85)、【150】	268.21 (10)	無し
川村化範	9ヶ月間	213日間	952.87 (78)	613.28 (103)、【150】	339.59 (172+数円)	40
元川徳竜	8ヶ月間	176日間	698.67 (41)	419.65 (75)、【132】	279.02 (150)	無し
松岡且述	9ヶ月間	210日間	1101.13 (103)	573.93 (163)、【150】	527.20 (60)	50
高田奉友	9ヶ月間	215日間	958.27 (90)	643.21 (145+数円)、【150】	315.06 (21.50)	130
金田点文	9ヶ月間	不明	1018.56 (103)	655.48 (137)、【150】	363.08 (45)	250
宇津木道夫	9ヶ月間	208日間	1007.06 (78)	608.11 (144)、【150】	398.95 (30)	310
松岡載煥	9ヶ月間	218日間	1027.71 (109)	681.49 (173)、【150】	346.22 (40)	50
金川再実	9ヶ月間	202日間	961.15 (77)	606.66 (110)、【150】	354.49 (115)	100
神農斐文	9ヶ月間	201日間	898.56 〈+数十銭〉 (102)	609.30 (112)、【150】	289.26 (107)	無し

5-2、賃金以外にも家族手当や補給金もあった

さらに、朝鮮人労働者には家族手当が支給されていたことが判明している。先に紹介した「半島勤労者給与状況報告月報」には、官斡旋と徴用の朝鮮人労働者個別の家族手当総額が記されている。この史料は1945年10月に作成されており、徴用である河東郡の労働者たちには就労から12ヶ月分と思われる金額が記されている。ここから計算すると、75名の朝鮮人労働者に合計17,645円を支払っていることが判明する。記載されている金額から分析すると、労働者一人当たりの家族手当は最低月5円、最高は月25円出ていたことが推測される。

この家族手当が直接、朝鮮半島にいる家族に送られたのか、労働者本人に渡されたのかは、一次史料に明記されていないので不明と言わざるを得ないが、もし労働者本人に

渡していれば、賃金表に記載されていたはずである。日曹天塩炭鉱の賃金表に家族手当の項目が無かったことを考えると、家族手当は朝鮮半島の労働者家族に送られていたと考えた方が妥当ではないだろうか。

その他に、朝鮮人労働者は補給金も受けていたことが判明している。1945年10月2日に石炭統制会北海支部長から日曹天塩炭業所長に送られた「集団移入朝鮮人労務者援護に関する件」には、1944年4月1日以降に官斡旋や徴用により来日した者に対して「基本補給」と「特別補給（別居手当）」を支給すると記載している^(註17)。同年10月13日には「朝鮮人労務者援護立替金請求書に干する件」^{マヤ}が作成されており、朝鮮人徴用労働者70名に補給金が支払われたことを示す表も確認できる。内訳は20歳未満の者11名に192円50銭（一人当たり17円50銭）、20歳以上25歳未満の者16名に466円40銭（一人当たり29円15銭）、25歳以上の43名に1,754円85銭（一人当たり約40円81銭）の合計2,413円75銭となっている^(註18)。

先ほど、朝鮮人徴用労働者たちは9ヶ月で310円以上の手取金を稼いでいたと説明したが、これに家族手当と補給金を追加すると次のようになる。

表11 朝鮮人徴用労働者の推定所得金額（43名分）

手取金 平均311円1銭	+	家族手当 平均206円51銭	+	補給金 平均35円86銭
↓				
朝鮮人労働者とその家族の収入 平均553円38銭				

結果は朝鮮人徴用労働者一家族当たり平均553円38銭を得ていたという、驚きの内容となった。この金額は訓練期間2ヶ月を含めた1年間（手取金は9ヶ月間）のみの収入であり、労働者たちの熟練度が上がれば、さらに収入は増加する見込みがある。炭鉱労働は重労働ではあったが、それに見合う賃金を朝鮮人労働者は得ていたと言えるだろう。

6、送金や任意貯金、稼働日数に関して

6-1、送金と任意貯金

次は送金について説明していきたい。日本で働いていた朝鮮人労働者は、手元に残った金額から朝鮮半島に住む家族へ送金をしていたのだが、日曹天塩炭鉱の者たちの場合、毎月少額の送金を継続するのではなく、一定額以上のまとまった金額（100円など）を不定期に送っていた傾向がある。最高送金総額は辰橋面の宇津木道夫で310円、その次が玉宗面の金澤栄道の295円である。労働者の中には就労中1円も送金しなかった者も複数確認できる。これは官斡旋で来た者も徴用で来た者も同じであった。このことから、日曹天塩炭鉱の朝鮮人労働者の中には、送金意識の高い者と低い者の差が激しかったことが窺える。

この理由としては、先ほど取りあげた家族手当の存在が要因になっていると思われる。毎月最大で25円振り込まれるならば、労働者側から積極的に送金をする必要性が無かったであろう。勿論、就労当初は慣れない力仕事のせいで余裕がなく、家族へ送金すること自体が大変であった可能性もあるだろう。9ヶ月間勤労して送金総額が判明している52名の徴用労働者の平均送金額は101円73銭であるが、この中で一度も送金をしなかった者は13名にもものぼる。家族送金を全くしなかった者の割合が25%であったことを考えると、送金をする必要性が日曹天塩炭鉱で働いていた朝鮮人労働者には無かったと考えても良いであろう。日曹天塩炭業所からの家族手当だけでは不安だと考えた者だけが大金を故郷に送り、それ以外の者は思いついた時やお金がある程度溜まった時に、まとまった金額を不定期で送金していたのではないだろうか。

また、日曹天塩炭鉱の賃金表では朝鮮人労働者の任意貯金額も個別に見ることができない。任意貯金も送金と同様、各個の裁量に委ねられており、任意貯金をする者もいれば、貯金していない者も確認できた。つまり、本当に任意で貯金していたことが一次史料から明らかになった。朝鮮人徴用労働者86名とその他の官幹旋労働者の中で、毎月欠かさず任意貯金をした者は一人しかいなかった。貯金額も幅があり、1回の貯金が2円や5円の者もいれば50円以上の者もいた。しかし、大半の者は10円以内の金額であったことから、朝鮮人労働者の生活を圧迫するほどの金額とは言い難い。「史料 1944年10月分～1945年6月分 日曹天塩炭鉱朝鮮人徴用労働者の収支金額表(64名分)」を見てもらえると分かり易いが、推定手取金と任意貯金総額が判明している者52名中、任意貯金の総額が手取金総額の一割未満でしかない者は32名である。60%以上の徴用労働者は手取金の1割にも満たない額を任意貯金して、残りは自身が所持していたことが窺える。

さらに、一部の朝鮮人徴用労働者の中には収入以上の金額を任意貯金していることも判明した。例えば、辰橋面の川村化範と元川徳竜を挙げることができる。

表12 残金を超える任意貯金の例

※表中の●は判読不能を示す。

慶南道 河東郡 辰橋面
川村化範

年月	職種	稼働日数	稼働賃金		賞与		月収計		支出						差引			
									天引	購買	賄料	其他	支出計	送金	任意			
1944年10月分	採炭	18	50	88	6	00	56	88	10	00	11	40	8	81	30	21	40	00
1944年11月分	記載なし	18	50	88	6	00	56	88	10	00	11	40	8	81	30	21	4●	00
1944年12月分	採炭	27	73	75	12	00	85	75	15	00	18	60	41	08	74	68	25	00
1945年1月分	採炭	26	86	18	6	00	92	18	10	00	18	60	40	17	68	77	10	00
1945年2月分	採炭	25	120	95	12	00	132	95	11	00	16	80	39	32	67	12	40	00
1945年3月分	採炭	28	143	60	12	00	155	60			18	60	50	49	69	09	47	00
1945年4月分	採炭	24	119	61			119	61	12	00	18	00	56	51	86	51	10	00
1945年5月分	採炭	27	131	71	24	00	155	71	30	00	18	60	58	58	107	18		
1945年6月分	採炭	20	97	31			97	31	5	00	18	00	56	51	79	51		

元川徳竜

年月	職種	稼働日数	稼働賃金		賞与		月収計		支出						差引					
									天引	購買	賄料	其他	支出計	送金	任意					
1944年10月分	採炭	18	53	60	6	00	59	60	12	50		11	40	8	81	32	71		50	00
1944年11月分	記載なし	18	53	60	6	00	59	60	12	50		11	40	8	81	32	71		50	00
1944年12月分	採炭	25	79	56	6	00	85	56	20	00		18	60	31	03	69	63			
1945年1月分	採炭	24	85	04			85	04	10	00		18	60	33	67	62	27			
1945年2月分	採炭	24	88	39	6	00	94	39	8	00		16	80	15	03	39	83			
1945年3月分	採炭	27	133	68	6	00	139	68				18	60	40	36	58	96		40	00
1945年4月分	採炭	24	112	39	6	00	118	39	12	00		18	00	42	93	72	93		10	00
1945年5月分	採炭	16	51	41	5	00	56	41				18	60	32	01	50	61			
1945年6月分	逃走																			

表12は辰橋面の労働者である川村化範と元川徳竜の賃金表であるが、1944年10月分のデータに注目してほしい。川村の10月分月収は56円88銭、支出総額は30円21銭であることから残額は26円67銭になるはずだが、その月の任意貯金は40円となっている。明らかに残金を超える金額を貯金しているのである。

同様に、元川の10月分月収は59円60銭で支出総額が32円71銭、残金は26円89銭となるが、任意貯金を50円も出している。両者とも初就労であるので、過去の収入から出したという可能性はない。さらに、川村も元川も翌11月にも同額の任意貯金をしている。川村は13円13銭、元川は23円11銭をどこから捻出したのであろうか。

日曹天塩炭鉱の賃金表には、残金を超過していると思われる任意貯金や送金が複数確認できる。彼らは賃金表以外に臨時の収入を得ていたのであろうか。推測として、博打が考えられる。

当時、博打は全国の鉱業所で禁止されていたが、朝鮮人労働者は博打を好んでいたらしく、見つかって処罰を受けたことが当時の新聞や『特高月報』という日本警察が記した文書に散見される。川村や元川も隠れて博打を打ち、それで得た金を貯金に回していたのではないかと筆者は考えている。日曹天塩炭鉱の史料には、博打を連想させる記述が確認できる。

1944年2月6日に作成された「募集半島人労務者逃走搜索願」では、再契約奨励金100円を貰ったにもかかわらず、同僚から借りていた約200円の借金を返済せずに逃走した者が一名いたことを記している^(註19)。同年4月7日作成の搜索願にも、同僚からの借金が嵩んだことで逃走した者が三名確認できる^(註20)。逃走を企てるほどの借金とは何だったのであろうか。博打を好んでいた朝鮮人労働者の特徴を考えると、博打に負けてつくってしまった借金ではなかっただろうか。確認できる史料から断言はできないが、残金以上の金額を任意貯金や送金に出していた朝鮮人労働者がいたことは確実である。

6-2、朝鮮人労働者の出勤率について

今回の日曹天塩炭鉱の賃金表を調べて判明したが、朝鮮人労働者の中で会社側指定の出勤日数以上に働いた者は極めて少数であった。超過出勤した者の割合が一番多い月である1944年6月分でも、朝鮮人労働者全体で2割程度(69名中14名)である。日曹天塩の朝鮮人労働者は「会社操業日数」と同じ稼働日数か、それよりも少ない日数であった者が圧倒的多数であった。以下、官斡旋労働者と徴用労働者の出勤率を示した表を添付する。

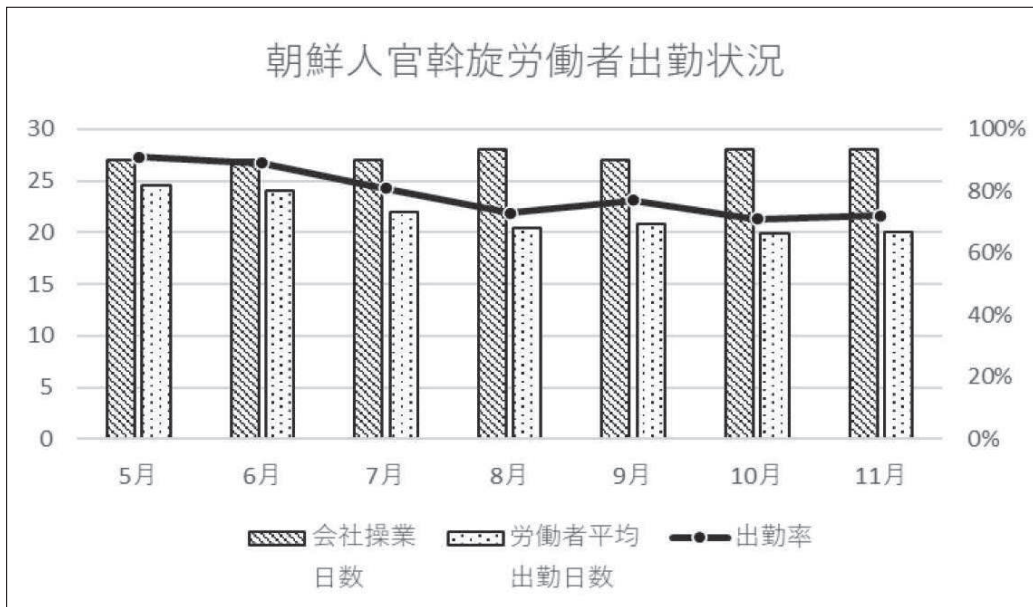
表13 日曹天塩炭鉱朝鮮人労働者の出勤率

朝鮮人官斡旋労働者

年月	1944年 5月	1944年 6月	1944年 7月	1944年 8月	1944年 9月	1944年 10月	1944年 11月
会社操業 日数	27日	27日	27日	28日	27日	28日	28日
労働者平均 出勤日数	24.6日	24.1日	22日	20.4日	20.8日	19.9日	20.1日
出勤率	91%	89%	81%	73%	77%	71%	72%

朝鮮人徴用労働者

年月	1944年 10月	1944年 11月	1944年 12月	1945年 1月	1945年 2月	1945年 3月	1945年 4月	1945年 5月	1945年 6月
会社操業 日数	18日	18日	27日	27日	25日	28日	26日	27日	26日
労働者平均 出勤日数	16.4日	16.6日	25.2日	25.2日	22.7日	25.3日	23.5日	24.4日	23.9日
出勤率	91%	92%	93%	93%	91%	90%	90%	90%	92%



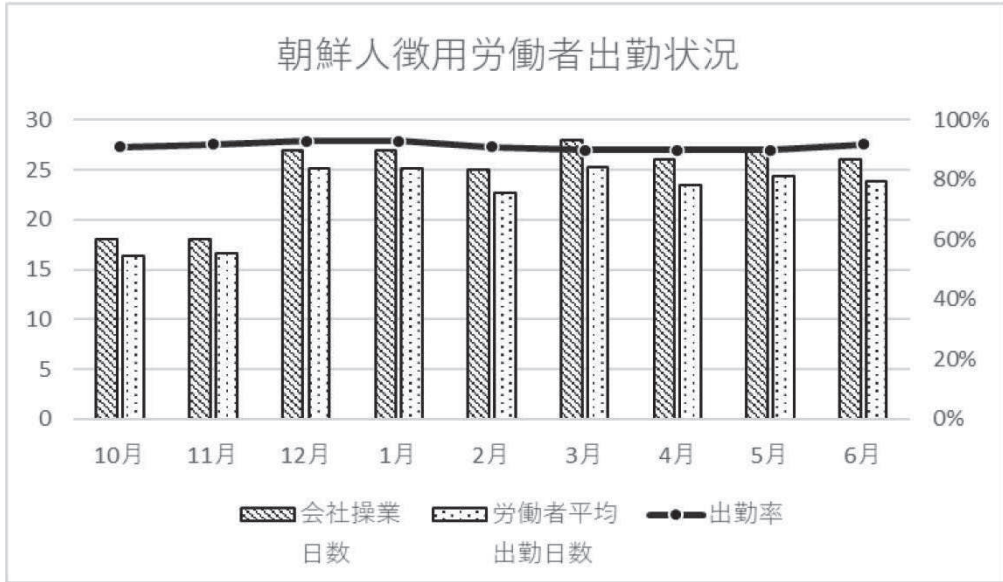


表13から読み取れるように、官斡旋の朝鮮人労働者の方が徴用労働者よりも出勤率が低いことが分かる。賃金表に記載されている官斡旋労働者たちの初就労は1942年11月2日と1943年12月12日の二種類に分かれているが、皆勤する者と数日しか働かない者の差が激しく、平均出勤率は9割から7割にまで転落している。こうした労働者毎の出勤状態が長期間追跡できることも、日曹天塩炭鉱賃金表が重要史料である所以である。

7、結びに代えて

以上、日曹天塩炭鉱の賃金表を紹介し、これまで謎であった朝鮮人労働者の賃金状況を解説した。初就労の朝鮮人徴用労働者が数ヶ月でどのくらい稼ぐようになったのか。全体の平均値は勿論、労働者個別のデータを参照することができたので、新しい発見が多かった。特に、僅か9ヶ月間（そのうち2ヶ月間は訓練期間）で徴用労働者の手取金が310円以上、諸手当を含めて家族全体が1年間で得たであろう金額が550円を超えるとは想像もしていなかった。これまで日本の学界では、朝鮮人労働者は国と企業から強制貯金という名の搾取を受けていたため、手元に残る金額はほとんど無かったという言説が支配的であった^(註21)。

しかし、今回紹介した日曹天塩炭鉱の賃金表を見ると、国からの愛国貯金は収入の2割以内で済んでおり、一定の金額を下回れば強制貯金（天引貯金）の免除が認められていたことが初めて判明した。同様に、会社に預ける任意貯金も少額であり、搾取を受けていたとは到底考えられない。賞与の配り方を見ても、当時の日曹天塩炭業所が如何に賃金の公平性を確保し、朝鮮人の労働意欲を高めようと試行錯誤しているのかが読み取れた。これまでの先行研究では、長期的且つ詳細な賃金データが引用されてこなかった。本稿6－2で朝鮮人労働者の出勤率に触れているが、従来の研究では朝鮮人は無休暇出勤を強要されていたということが、歴史の真実として語られてきた。しかし、実際の史料を見れば嘘だとすぐに分かる。一次史料を重要視しなかった日本の学界は、歴史の嘘が

真実であるかのように語ってきた。

冒頭でも触れたが、姜徳相や長澤秀は日曹天塩炭鉱の賃金表の存在を知らず、何故同史料を徹底的に分析しなかったのであろうか。繰り返すが、日曹天塩炭鉱の朝鮮人個別賃金表に匹敵する長期的且つ多人数の賃金データが記載されている一次史料を、筆者は知らない。朝鮮人戦時労働者の研究をしている者であれば、これが如何に重要な史料であるかが分かるはずだ。1990年代初頭にしっかりと同賃金表を精査していたならば、日本の学界は嘘を真実と思い込まなかったし、日韓関係もここまで悪化しなかったであろう。日曹天塩炭鉱ですら、朝鮮人を「強制連行」して「奴隷労働」させたと論じる先行研究しか存在しない。

今回は「日曹天塩炭鉱史料から判明した朝鮮人戦時労働者の真実」と題して1回目の寄稿をさせて頂いたが、次回は賃金表の分析を深めるとともに新史料を紹介し、日曹天塩炭鉱が朝鮮人「強制連行」・「奴隷労働」の現場であると論じた先行研究が、偏見に陥った主張であることを論じたいと考えている。

注

- 1 戦後補償問題研究会編『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』、明石書店、1991年、p.223
- 2 在日朝鮮人運動史研究会編『在日朝鮮人史研究』No.24、緑蔭書房、1994年、p.56
- 3 日本曹達株式会社企画本部社史編纂室編『日本曹達70年史』、日本曹達株式会社、1992年、p.59、85、89
- 4 北海道開拓記念館編『北海道開拓記念館調査報告 第3号 (明治初期における炭鉱の開発 日曹炭鉱における生活と歴史)』、北海道開拓記念館、1973年、p.306
- 5 長澤秀編『戦時下強制連行極秘資料集 I 東日本編』、緑蔭書房、1996年、p.355及び北海道豊富高等学校編『日曹炭鉱の歴史と生活<資料>』、1991年、p.3
- 6 長澤前掲書、p.329
- 7 戦時期において、当時日本が統治していた朝鮮半島に戦時動員がかけられる。1939年9月から始まる企業（主に炭鉱）が朝鮮半島内で労働者を募る「募集」、1942年2月には朝鮮総督府が募集に協力する官斡旋、1944年9月には日本人と同じ徴用令が適用される。
- 8 長澤前掲書、p.366～375
- 9 朴慶植編『朝鮮問題資料叢書 第一巻』、アジア問題研究所、1982年、p.288、294
- 10 長澤前掲書、p.277
- 11 同上、p.278
- 12 大川一司編『長期経済統計 8 物価』、東洋経済新報社、1967年、p.107～108
- 13 長澤前掲書、p.295
- 14 同上、p.334
- 15 同上、p.290、341
- 16 週刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』（1981年）によると、1944年の牛肉の値段は46銭、1945年は80銭。味噌は1944年で35銭であったという。また、1994年7月7日に提出された炭鉱問題研究会作成の「三井三池炭鉱 強制連行中国人 授害賠償（損害賠償）」には、「標準米価」として1944年の玄米一升の値段は47銭だったという記載がある。
- 17 長澤前掲書、p.362
- 18 同上、p.364
- 19 同上、p.321
- 20 同上、p.327～328

- 21 小寺初世子「第二次世界大戦におけるいわゆる'朝鮮人徴用工'への未払賃金供託事件に関する法的考察：一般市民の蒙る戦争災害の救済」、p.26～27（所収：広島大学平和科学研究センター編『広島平和科学4巻』、広島大学平和センター、1981年）や古庄正「朝鮮人戦時動員の構造－強制連行に関する一考察－」、p.62（所収：日本植民地研究会編『日本植民地研究』第15号、アテネ社、2003年）など。